医薬用外毒物劇物危害防止規定 (例示)

1 目的

この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確化することによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 従業員の任務

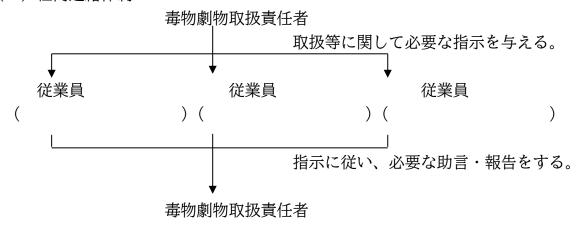
従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

(1)毒物劇物取扱責任者

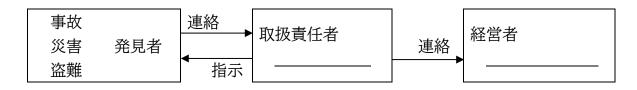
毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。 取扱責任者は、<u>氏名</u>とする。

(2) 社内連絡体制



(3) 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



上野警察署	Tel	(3847)	0 1 1 0
下谷警察署	Tel	(3872)	0 1 1 0
上野消防署	Tel	(3841)	0 1 1 9
台東保健所	Tel	(3847)	9416

毒物及び劇物の取扱について

1 在庫の管理

- (1) 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、次の様式の管理簿を作成する。
- (2) 各従業員は、輸入、販売、廃棄のつど、年月日と数量を記入し捺印又はサインをする。
- (3) 必要以上の量を保管しないように注意し、在庫量については定期的に確認を行う。

毒物劇物管理簿

品目	塩酸	規格	35%	単位	500g
年 月 日	仕入量	販売量	在庫量	出荷者(印)	責任者 (印)
•					

2 貯蔵設備

保管庫の条件としては以下のような事項が挙げられる。

- ・ 堅固なものであること。
- ・ 施錠できるものであること。
- ・ 医薬用外毒物/医薬用外劇物の文字を明瞭に表示してあること。
- ・ 飛散、漏れ、しみ出し、流れ出、地下に染み込むおそれがないこと。
- 壁に固定してあること。
- · ボトルトレーなどで転倒・落下防止措置がしてあること。

3 取扱について

(1) 運搬

ア 自社で運搬する場合は、運搬の基準(施行令、薬務局長通知)を遵守する。

落下転倒・破損の防止、流出・飛散等の防止及び盗難・紛失の防止に必要な措置を講ずるとと もに事故の際の応急措置の内容を記した書面を携行する。

イ 運搬を他に委託するときは、運送人と連絡を密にとりあうとともに、運送経路・運送日時・ 再委託運搬の有無等を確認する。

一回につき 1000kg (混載を含む) を超えて委託するときは、運送人に対し、あらかじめ、毒物劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記した書面を交付する。

(2) 保管庫の管理

- ア 保管庫は常時施錠し、必要なときのみ開けること。なお、カギの管理は取扱責任者が行う。
- イ 「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。
- ウ 毒物劇物以外のものは保管しない。
- エ 混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

(3) 保管の委託

ア 他社に保管を委託するときは、委託先の保管、取扱い等が毒物及び劇物取締法に適合してい

るかどうか確認をする。

(4) 譲渡手続

ア 販売先が、毒物劇物営業者、使用者の別を確認する。

販売先が、毒物劇物営業者の場合は、販売、授与の都度、毒物劇物の名称、数量、販売・授与の年月日、譲受人の氏名、職業、住所を書面に記載する。

販売先が、使用者の場合は、譲受人から前記事項を記載し、印を押した書面(下記様式)の提出を受けなければ販売してはならない。書面は、5年保存。

毒物及び劇物譲受書					
毒物又は劇物	名称				
	数量				
販売又は授与の年月日					
譲受人 (法人にあっては、その名称及び 主たる事務所の所在地)		氏名		印	
		職業			
		住所			
備考					

イ 交付の制限

- ・ 18 才未満の者、精神機能の障害により毒物劇物による保健衛生上の危害防止 の措置を適正に行うことができない者、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒 者に交付してはならない。
- ・ 職業・言動・購入量から、使用目的に不審のある・安全な取扱に不安のある者 には交付してはならない。
- ・ また、このような不審な動向のある者については速やかに警察署へ通報する。

ウ 交付時の確認

- ・ トルエン等については、身分証明書(運転免許証等)により必ず身元を確認し、 併せて使用目的・使用日時等を聞く。
- ・ 代理人の場合は、購入者に問い合わせるか委任状を提出させる。
- ・ 確認した事項は、交付帳簿に記載し、5年間保存する。

参考 : 交付時に確認の必要がある毒物劇物

- *塩素酸塩類等爆発性を有する劇物(法第15条)
- *亜砒酸等の毒物(以下薬務局長通知)
- *パラコート等の毒物又は劇物たる農薬
- *シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- *トルエン、トルエンを含有するシンナー

4 応急の措置・廃棄

- (1) 万一取扱中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散の事故を起こした場合 は、直ちに「応急の措置」の内容により対応し、被害の拡大を防止する。
- (2) 「医薬用外毒物劇物危害防止規定(例示)の3(3) 緊急連絡網」に基づき必要な連絡・報告等の処理を行う。
- (3) 廃棄は、都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、そ

の記録を保管する。

5 自己点検表

取扱責任者は、毒物劇物の貯蔵・取扱について、点検表により、年数回定期点検し、 記録する。

特に設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

6 教育及び訓練

取扱責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害防止を未然に防止するため、教育及 び訓練を行う。

(1)教育及び訓練内容

- ア 法の規制に関する教育
- イ 事故時の応急措置に関する教育及び訓練
- ウ 毒物劇物の危害性に関する教育
- 工 防災訓練
- オ 毒物劇物の安全な取扱に関する教育

(2)参考図書

- ア 毒物及び劇物取締法 (薬務公報社)
- イ 毒物及び劇物取締法解説(薬務公報社)
- ウ 毒物劇物取扱全書(じほう)